

## 都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて整備されたスポーツ施設等（以下「スポーツ施設」という。）へのスポーツキャンプやスポーツ合宿、国際スポーツ大会、大規模イベントなどの誘致を促進し、地域への経済効果の最大化を図るため、予算で定めるところにより、スポーツ施設周辺の宿泊施設の新設を行う事業者や宿泊施設の宿泊定員数の増加に係る改修等を行う事業者に対し補助金（以下「立地等促進補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、宮崎県宿泊施設立地促進等補助金交付要綱（令和8年5月15日県商工観光労働部観光推進課制定）及び都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた本市内の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する施設を除く。）をいう。
- (2) 宿泊定員数 旅館業法の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けた旅館業営業施設の客室の定員数の合計をいう。
- (3) 新設 宿泊施設の新築又は宿泊施設の用に供するために宿泊施設以外の施設の増築、改築、改装、改修等を行うことをいう。
- (4) 改修 既存宿泊施設の増築、改築、改装、改修等を行うことをいう。
- (5) 着工 宿泊施設の新設や改修に係る工事若しくは設備等の導入に着手すること。
- (6) 操業 旅館業法の営業許可を受ける（改修にあつては、当該工事箇所の一部が供用される）こと。
- (7) 投下固定資産額 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号までに掲げる資産（市長が認めるものに限る。）の取得に要する経費（立地等事業者）

第3条 立地促進等補助金の交付対象となる者は、第6条の規定により補助対象事

業に関する計画の認定を受けた者（以下「立地等事業者」という。）とする。

2 立地等事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 市税及び県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び都城市税条例（平成18年条例第99号）の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 立地等事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（補助対象事業、経費及び補助率）

第4条 立地等促進補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 前項の補助対象経費のうち、国、その他の地方公共団体の補助金等の交付を受けたもの（交付決定や補助認定等の交付見込みを含む。）がある場合は当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

（事業計画の認定の申請）

第5条 立地促進等補助金の交付を受けようとする者は、事業計画について、市長が別に定める期日までに次に掲げる書類（以下「事業計画書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 立地等事業者概要説明書（様式第4号）
- (5) 宿泊施設立地等計画書（様式第5号）
- (6) 宿泊施設の位置図、宿泊施設全体の配置図及び宿泊施設各階の平面図
- (7) 工事着工前の写真（補助事業に実施する箇所が分かるもの）
- (8) 立地等事業者の登記事項証明書及び定款の写し
- (9) 立地等事業者の最近3事業年度分の事業報告書及び決算書

- (10) 宿泊施設に係る投下固定資産の額の根拠となる資料
- (11) 客室数、宿泊定員数の根拠となる資料
- (12) 補助事業者の市税及び県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類  
(事業計画の認定)

第6条 市長は、前条に規定する事業計画書等の提出があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定するものとする。

2 前項において、認定の適否を決定したときは、その決定の内容及び交付申請の上限額を、事業計画の認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の認定を受けた者が、事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、第9条に規定する交付決定を受けた後の変更については、第15条に規定する事業計画変更承認申請書の提出をもって、提出がなされたものとみなす。

(補助金の交付申請)

第7条 立地等促進補助金の交付申請をしようとする者は、各立地等事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない立地等事業者に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第8条 規則第3条第1項第1号の事業計画書の様式は様式第2号、同項2号の収支予算書の様式は様式第3号によるものとする。ただし、規則第3条第1項各号に規定する書類については、第5条に規定する事業計画の提出をもって、提出がなされたものとみなす。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を決定して交付申請を行った立地等事業者に通知するものとする。

(認定申請及び交付申請の時期)

第10条 立地促進等補助金の交付を受けようとする者は、第5条に規定する認定申請及び第7条に規定する交付申請を着工より前に行わなければならない。

(着工届の提出)

第11条 交付決定を受けた立地等事業者は、第6条の規定による事業計画の認定を受けた宿泊施設の工事等に着工したときは、着工した日から起算して10日以内に、工事着工届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第12条 立地等事業者の地位は、合併、分割、譲渡その他の特別な事由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により、立地等事業者の地位が承継される際は、立地等事業者は地位承継承認申請書(様式第8号)及び市長が必要と認める書類を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(補助条件)

第13条 規則第5条第4項の規定による補助条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(立地等促進補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後10年間保存すること。
- (2) 規則第19条第1項の規定により市長の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 前3号に定めるもののほか規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第14条 規則第7条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(事業計画の変更等)

第15条 規則第9条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第9条第1項ただし書の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次の全てに該当する場合とする。

(1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助金額の20パーセント以内の減となるもの。ただし、別表に規定する要件に係る内容の変更を伴うものを除く。

(2) 補助事業の操業開始予定日が市の会計年度の変更を伴わないもの  
(状況報告)

第16条 規則第10条の規定による状況報告は、補助金の交付決定から補助金の交付が完了するまでの間、各年度末日現在の事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する時期のほか、補助事業の円滑かつ適性な執行を図るため必要があると認めるときは、立地等事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第17条 この補助金は、確定払により交付する。

(実績報告)

第18条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、次の各号に掲げる書類を、当該宿泊施設の操業を開始した日から起算して20日を経過した日又は操業を開始した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、書類の一部を省略することができる。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(3) 宿泊施設立地等実績書(様式第9号)

(4) 宿泊施設全体の配置図及び宿泊施設各階の平面図

(5) 登記事項証明書(建物)

(6) 固定資産台帳(機械設備等の写し)

(7) 宿泊施設の新設(改修)に係る契約書及び引渡書(納品書)、代金支払領収書の写し並びに完成写真

(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し及び同法第7条第5項の規定による検査済証の写し

(9) 旅館業法第3条第1項に規定する営業の許可を受けたことを証する書類の写し（新設）又は旅館業法施行規則第4条に規定する記載事項の変更に係る届出を行ったことを証する書類の写し（改修）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第7条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第7条ただし書に規定する立地等事業者に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第7条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各立地等事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付決定後の報告義務）

第19条 立地促進等補助金の交付決定の通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 虚偽の方法により補助金の交付決定又は交付を受けた場合

(2) 補助の対象となった宿泊施設の操業の開始の日から起算して10年以内に当該宿泊施設の操業を中止し、又は廃止することが判明した場合

2 市長は、前項に規定する報告があつた場合において、交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第20条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、認定又は交付決定を取り消すことができる。

(1) 事業計画期間内に事業が完了しないとき。

(2) 交付決定を行った日から起算して1年以内に着工されないとき。

(3) 交付決定を行った日から起算して4年以内に操業開始されないとき。

(財産処分の制限)

第21条 規則第19条第1項ただし書の規定により市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により市長の定める財産は、1件の取得金額が50万円以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第22条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

2 市長は、前項の規定による書類の部数に加え、電子データでの提出を求めることができる。

(報告及び調査)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者又は受けようとする者に対してこの要綱の施行に必要な限度において報告を求め、又は調査することができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年5月21日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象		要件	補助率	補助限度額
事業区分	経費			
宿泊施設立地促進支援事業	宿泊施設の新設に要する経費	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 市内のプロスポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベントなどに対応したスポーツ施設（開催実績や今後の計画がある施設）からおおよそ車で30分以内に立地すること。 (2) 右記区分の施設規模とすること。 (3) バンケットを備えていること。 (4) 客室単価がおおむね20,000円以上であること。 (5) 認定日から起算して4年以内に操業を開始すること。 (6) プロスポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベントなど参加者等が宿泊する施設であること。	総事業費の1/5以内	次に掲げる宿泊施設の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 客室数100室又は宿泊定員数200人以上 400,000千円 (2) 客室数90室又は宿泊定員数180人以上 360,000千円 (3) 客室数80室又は宿泊定員数160人以上 320,000千円 (4) 客室数70室又は宿泊定員数140人以上 280,000千円 (5) 客室数60室又は宿泊定員数120人以上 240,000千円 (6) 客室数50室又は宿泊定員数100人以上 200,000千円
宿泊施設キャパシティ拡充支援事業	宿泊施設の宿泊定員数増加に係る施設改修に要する経費	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 市内のスポーツキャンプ（アマ含む。）などに対応したスポーツ施設（開催実績や今後の計画がある施設）からおおよそ車で30分以内に立地すること。 (2) 宿泊施設の改修によって、右記区分の宿	総事業費の2/3以内	次に掲げる宿泊定員数の増加の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 宿泊定員数100人以上の増 100,000千円 (2) 宿泊定員数80人以上の増 80,000千円 (3) 宿泊定員数60人以上の増 60,000千円 (4) 宿泊定員数40人以

	泊定員数の増加がある こと。 (3) スポーツキャンプ などの参加者等が宿泊 する施設であること。	上の増 40,000千円 (5) 宿泊定員数20人以 上の増 20,000千円
--	---	---

備考

- 1 補助対象経費は、立地等事業者が行う新設又は改修に要する経費（投下固定資産額）とする。この場合において、土地の取得及び造成に要した経費は、対象外とする。
- 2 立地促進等補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

都城市長 宛て

申請者  
 (住 所)  
 (名 称)  
 (代表者氏名)

事業計画認定申請書

下記の事業について、事業計画の認定を受けたいので、都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項、補助金等の交付条件および市税の納税状況に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

※新設の場合 新設を行う宿泊施設の概要	※改修の場合 改修を行う宿泊施設の概要
(1) 名称	(1) 名称
(2) 所在地	(2) 所在地
(3) 客室数	(3) 現客室数及び増加する客室数
(4) 宿泊定員数	(4) 現宿泊定員数及び増加する宿泊定員数
(5) 想定される客室単価	
(6) 当該宿泊施設に新設に係る投下資産の額（立地等事業者が投資する額）	(5) 当該宿泊施設の改修に係る投下資産の額（立地等事業者が投資する額）
(7) 工事着工予定年月日	(6) 工事着工予定年月日
(8) 工事完了予定年月日	(7) 工事完了予定年月日
(9) 操業開始予定年月日	(8) 操業開始予定年月日
(10) 敷地面積	(9) 敷地面積
(11) 建物面積（建築面積及び延床面積）	(10) 建物面積（建築面積及び延床面積）
(12) 申請担当者（連絡先）	(11) 申請担当者（連絡先）

暴力団排除、補助金等の交付条件及び市税の納税調査に関する  
誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

様式第2号（第5条、第18条関係）

事業計画（実績）書

1 事業目的

2 事業の内容

3 事業期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 経費明細

事業 区分	総事業費 (A+B+C) )	補助事業 に要する 経費 (A+B)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他（ C)	
	円	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	円	

5 スポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベント等の受入計画  
(予定している計画や今後の構想について記入すること。)

様式第3号（第5条、第18条関係）

収支予算（決算）書

1 収 入

費 目	金 額（円）	備 考
県補助金 市町村費 その他		
計		

2 支 出

区 分	金 額（円）	備 考
県補助金 市町村費 その他		
計		

様式第4号（第5条関係）

立地等事業者概要説明書

1 立地等事業者の概要

- (1) 事業者名
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 事業内容
- (5) 役員に関する事項

職	氏名（フリガナ）	生年月日

2 その他の事業所や宿泊施設の概要（今回設置の宿泊施設は除く）

名称	所在地	操業開始年月	従業員数	主たる事業内容
		年 月	人	

3 財務状況（過去3か年）

	年度	年度	年度
売上（百万円）			
経常利益（千円）			
配当率（%）			

様式第5号（第5条関係）

宿泊施設立地等計画書

1 旅館業法の業種

2 投資計画

種別	着工 年/月	完了 年/月	数量	金額（千円）	備考（設備の内容等）
建物	/	/			
構築物	/	/			
機械、装置	/	/			
合計					

3 資金調達計画

（単位：千円）

借入年度 金融 機関名	年度	年度	年度	年度	計
公庫					
銀行					
自己資金					
計					

4 スポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベント等の受入計画

（予定している計画や今後の構想について記入すること）

--

様式第6号（第6条、第15条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

申請者  
（住 所）  
（名 称）  
（代表者氏名）

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け ー 号で認定（交付決定）を受けた事業計画を下記のとおり変更したいので、都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱第6条（第15条）の規定により申請します。

記

- 1 変更に係る宿泊施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称
  - (2) 所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 申請担当者（連絡先）

備考 第5条各号に規定するもののうち、変更内容に係る書類を添付すること。

年 月 日

都城市長 宛て

届出者

（住 所）

（名 称）

（代表者氏名）

工事着工届出書

年 月 日付け ー 号で交付決定を受けた事業計画に記載された工事を着工しましたので、都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

1 工事を着工した宿泊施設の名称及び所在地

（1）名 称

（2）所在地

2 工事着工日 年 月 日

3 事業スケジュール 別紙のとおり

年 月 日

都城市長 宛て

申請者

（住 所）

（名 称）

（代表者氏名）

地位承継承認申請書

年 月 日付け ー 号で（認定・交付決定）を受けた事業計画について、（立地等事業者・補助事業者）の地位を承継したいので、都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱第22条第 2 項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

- 1 地位を承継される（立地等事業者・補助事業者）の住所及び名称
  - （1）名 称
  - （2）所在地
  
- 2 地位を承継する（立地等事業者・補助事業者）の事業計画に係る宿泊施設の名称及び所在地
  - （1）名 称
  - （2）所在地
  
- 3 承継の内容

様式第9号（第18条関係）

宿泊施設立地等実績書

1 宿泊施設の概要

※宿泊施設立地促進支援事業の場合	※宿泊施設キャパシティ拡充支援事業の場合
(1) 名称	(1) 名称
(2) 所在地	(2) 所在地
(3) 客室数	(3) 改修後の客室数
(4) 宿泊定員数	(4) 改修後の宿泊定員数
(5) 客室単価	(5) 当該宿泊施設の改修に係る投下 固定資産額（立地等事業者が投資 した額）
(6) 当該宿泊施設に新設に係る投下 固定資産額（立地等事業者が投資 した額）	(6) 補助金交付決定額
(7) 補助金交付決定額	(7) 工事着工年月日
(8) 工事着工年月日	(8) 工事完了年月日
(9) 工事完了年月日	(9) 操業開始年月日
(10) 操業開始年月日	(10) 敷地面積
(11) 敷地面積	(11) 改修後の建物面積（建築面積及 び延床面積）
(12) 建物面積（建築面積及び延床面 積）	(12) 旅館業法の業種
(13) 旅館業法の業種	

2 投資額の内訳

種別	着工 年／月	完了 年／月	数量	金額（千円）	備考（設備の内容等）
建物	/	/			
構築物	/	/			
機械、装置	/	/			
合計					

3 資金調達実績

（単位：千円）

借入年度 金融 機関名	年度	年度	年度	年度	計
公庫					
銀行					
自己資金					
計					

年 月 日

都城市長 宛て

住 所  
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け ー 号により交付決定通知のあった都城市宿泊施設立地促進等補助金について、都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日付け ー 号による確定通知額) 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る  
消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額 ( 3 - 2 ) 金 円